

かしわ★ざ★キッズ！スターチケット ～柏崎市子育て応援券事業～ ～子育てしやすいまち「柏崎」を目指します～

1 「かしわ★ざ★キッズ！スターチケット」とは

「有料の子育て支援サービスに利用できる応援券」

- 子育て世帯への経済的支援や地域の子育て環境の充実を図る
- 応援券利用者と子育てを応援したいサービス提供者をつなぎ、支援の輪を広げ、子育てを応援したい人たちの増加を図る



子育てにやさしいまち「柏崎」の形成



応援券の略称は...「スタチケ」

- ① 「かしわ★ざ★キッズ！」で柏崎の子供や子育てを応援する気持ちを表現
- ② 「★」マークは子供でも認識しやすい
- ③ 子供は家庭・地域にあっても「輝くスター」



4 サービス内容

1 保育・育児支援・保健サービス

- ① 任意の予防接種(インフルエンザ・おたふく風邪等)
- ② キッズマジックの利用料(フォンジェ内)
- ③ 育児サポートの利用料(育児支援ヘルパーの利用料)
- ④ ファミリーサポートセンターの利用料



2 経済支援サービス

- ① オムツ・ミルク(乳幼児用・フォローアップ用)の購入費用
- ② 子育てを応援する事業者(企業・店舗)が提供する飲食やサービス等に係る費用(※オムツ・ミルク以外の乳幼児用品の購入費用を含む)
 - お子さんと一緒に出かけ際の飲食(酒類を除く)、お子さんとの記念写真など、事業者(企業・店舗)が提供する子育て世帯を応援するためのサービス等に係る費用を対象
 - 登録申請により事前に承認されたサービス(★)に限る



2 対象者(応援券をもらえる方)

- 柏崎市に住民票があり、令和3(2021)年3月31日現在で0～3歳の子どもがいる世帯(転入者も対象)

対象年齢	生年月日の範囲【令和2年度対象者】
0歳	令和2(2020)年4月1日～令和3(2021)年3月31日
1歳	平成31(2019)年4月1日～令和2(2020)年3月31日
2歳	平成30(2018)年4月1日～平成31(2019)年3月31日
3歳	平成29(2017)年4月1日～平成30(2018)年3月31日

3 応援券の額・有効期限

「子ども1人につき 1万円/年 (500円券×20枚 1セット)」

- 0～3歳までに、**最大4万円分**を交付 (※第2子以降も同額)
- 有効期限は、応援券が発行(交付)された年度の翌年度3月31日まで
(例)令和2(2020)年11月1日に発行された応援券の有効期限
→ 令和4(2022)年3月31日まで (応援券の表面に記載)

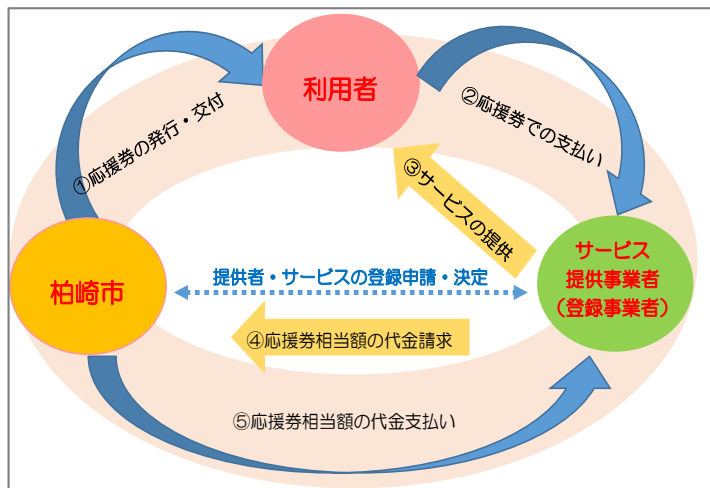
【承認要件(★)】

1. 本事業にふさわしく、子育てを応援するサービス内容を提供できること
2. 子育て支援サービス※を1つ以上行っている又はにいがた子育て応援団トキっ子クラブ子育て応援店「サポート店」に登録されているなど、子育てを応援する者であること

※「子育て支援サービス」とは、オムツ交換・授乳スペースがあることやベビーカーでの入店が可能であること、ミルクのお湯の提供ができること、サービスとして乳幼児向け飲食物の提供を行っているなど、子育て家庭に特化した支援サービスのことをいう。

5 応援券のしくみ

◎登録事業者



◎指定事業者 (任意の予防接種の利用イメージ) ※償還払い



《利用の手順》

- ① 予防接種実施後、一度現金で医療機関窓口で支払い、領収証(書)を受け取ります。
- ② 市役所子育て支援課(元気館内)に償還払い請求書を提出します。

《市役所に持参するもの》

- ① 子育て応援券(応援券は切り離さないで冊子ごと)
- ② 医療機関の領収証(書)及び母子健康手帳
- ③ 振込先の口座番号等がわかるもの(保護者名義の口座)

6 サービス提供事業者(登録事業者・指定事業者)

(仮称) 柏崎市子育て応援券事業に賛同いただき、子育て応援券を利用できる柏崎市内の事業者(随時募集)

1 登録事業者

- 任意団体や個人事業主でも、登録要件・サービス審査基準を満たしたサービスの提供ができれば、登録事業者として登録可能
- 登録されたサービスの中からどのサービスを利用するかは、**利用者自身が選択**
- 利用者が選んだサービスを提供した事業者には、柏崎市が応援券相当分の代金を支払う(請求書受領締め日後、30日以内支払い)

2 指定事業者

- 任意予防接種(インフルエンザ・おたふく風邪など)を実施する市内医療機関のうち、事業に参加意思のある医療機関

7 応援券の利用方法

- 1枚につき500円の支払いに利用可(500円未満の支払いは使用不可)
- 一度に複数枚利用可。つり銭はでないので差額は現金で支払い
- 償還払いサービス(※)は、後日、応援券と領収書を市へ持参し申請。後日、口座振込

8 事業者PR(メリット)

子育てを応援する事業者の取組内容等を市HP・SNSなどでPR

- 提供サービス等のほかに、子育て世帯へお店のPRができる
- 子育て世帯のための設備・サービス情報を提供 など



子育て世帯にやさしいお店

イメージUP